

計画等の案の概要

名 称	幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規の一部改正について		
公表するもの	幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規の一部改正(案)		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
	無		
担当課等名	スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937		
総合計画における位置付け	6-1 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり (1) 「知性」・「感性」を磨く学びの充実		
審議会等の名称			
<p>1 趣旨</p> <p>幼稚園を設置する学校法人の設立認可に関する「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」を一部改正する。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 改正の理由</p> <p>私立学校法に規定する役員等の基準について、私立学校法の規定にあわせる。また、校舎の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、全校種の文言を統一する。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>○理事の人数 「6人以上」を「5人以上」に改正</p> <p>○報酬 「役員及び評議員は、その地位について報酬をうけてはならない。」を削除</p> <p>○校舎 借用又は負担付きを認める場合の例外規定を「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。」に統一</p> <p>(3) 施行時期 令和7年1月下旬</p>			